

第十六回 参議院 厚生委員会 會議 録 第六号

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)午後五時開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 盤潤君
藤原 道子君

委員

柳原 亨君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
有馬 英二君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁己君
会専門員

説明員

厚生省社会局施設課長 鶴田 寛君

○社会保障制度に関する調査の件

(九州地方の水害状況に関する件)

本日の会議に付した事件
○委員長(堂森芳夫君) それでは只今から厚生委員会を開きます。社会保障制度に関する調査を議題といたします。この際厚生省予算の質疑は次回に廻し、九州地方の水害状況について、厚生省当局から説明を聴取したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。では厚生省当局から説明をお願いします。

○説明員(鶴田寛君) 御報告申し上げます。実は社会局長が現地へ参つておりますので、私施設課長でございますが、代つて御報告いたします。

今回の九州西北部を中心としたしまして豪雨が襲来したのでございまして、先ず主なる川の決壊の状況を申し上げますと、筑後川、それから蓮賀川、嘉瀬川、矢部川、松浦川、菊池川、大分川、白川、これらの河川が主なるものでございまして、二十五日、二十六日のこの両日に亘りまして、最も強き降り続いたのでございまして、今回のこの降雨はまさに六十五年來の大降雨だということをお聞きしております。先ほど申し上げました河川の決壊のために耕地の浸水が非常に甚大でございまして、現在におきましてもまだ増加の一途を辿つておるのでございまして、只今までの判明いたしました状況はお手許にお配りいたしました資料の通りでございます。その数字は省略して頂きたいと思ひます。厚生省として先ずとりました対策を申し上げますと、先ず災害の報告を受けました社会局長を直ちに現地に派遣いたしました。それからこれらの情報の蒐集に二十六日以来徹夜を続けまして、関係方面にこれらの情報を配付いたしておるのでございまして、現地におきましますところの情報は福岡県におきましては比較的通信網も確保されておるのでございまして、

佐賀、長崎、熊本この三県につきましては通信がなか／＼完全に保たれておりませんので、現地の実情の把握に非常に困難を来たしておる次第でございます。それから福賀県におきましては伝染病の発生が憂慮されましたので、取りあえず保官を現地に派遣いたしました。この伝染病に関してあとで公衆衛生局長から詳しい御説明があるはずでございますが、現在のところではまだその多数の発見者はみてもいないようでございますが、今後非常にこれが殖える虞れがあるということになつておる次第でございます。

それから私どもが扱つておる仕事は先ず応急救助であります。この応急救助の中でも一番現地で困つておるとは衣料でございます。現地でなかなかこれらの調達が行くまいか、何とか政府においても協力してもらいたいという上りな連絡がございまして、私もどもあらゆる手を尽しまして、この要望に応えたいと思つてやつております。昨日二十八日も十時半に、或る程度の救援物資を送付いたしましたのでございまして、それを申し上げますと、福岡県に對しましては五千五百人分、それから佐賀県に對しまして千八百人分、熊本県に三千五百人分、それから大分に二千四百人分、長崎に二百人分、合わせまして一万三千四百人分となりますが、差当りこれだけを発送いたしましたのでございまして、それから日赤に連絡をいたしまして、日赤の本部から救援班を四班派遣いたしました。これは

福岡県に二班、佐賀県に一班、熊本県に一班、この四班を派遣いたしましたのでございまして。なお日赤の本部からケア物資を送つたのでございまして、それは二十七日にベビー・フッド佐賀県に四箱、大分県に十六箱、福岡県に入箱。パンツ……。

○委員長(堂森芳夫君) もう一遍言つて下さい。

○説明員(鶴田寛君) ベビー・フッドを佐賀県に四箱、大分に十六箱、福岡に入箱、それから次はパンツでございますが、佐賀県に百七十枚、大分に六百枚、福岡に二百枚、それから更に二十八日にベビー・フッドを佐賀県に四箱、それからパンツを百枚、熊本に同じ二十八日にベビー・フッドを更に四箱、パンツを百二十枚、以上を日赤の本部から発送いたしましたのでございまして。それからタイの大徳館から米を一トン寄附いたしましたという上りな連絡が外務省を通じて参りましたが、これは日赤の協力によりまして、これを無料で九州各県に分配するように発送いたしましたのでございまして。なおその後の計画といたしましては、今私のほうでいろいろ数字的な算定をやつております。以前からございましてラ・ラ物資の残品が多少ございましたので、これをこの際全部放出をする。更に舞鶴の援護局にありますところの引揚用の物資を私のほうにもらいます。これを現地に送る。更に公衆衛生局の所管でありますところの検疫所に毛布が若干ございしますので、これ

も私のほうでもらつて現地に送る。なお更にアメリカのケア団体から今回の災害に對してできるだけの協力をしたいという連絡がございました。で、実は今日私も向うのかたという折衝したのでございまして、数量その他品目なんかを私のほうに知らしてもらいたいという上りな話もございましたので、これもまだ決定をみないのでございまして、私のほうの案が決定になります次第、向うに連絡いたしてこれも直ちに現地に発送いたしたいと思つておるのでございまして。

以上が私どものほうで扱つておるまゝのところの応急救助の対策としてとつたのでございまして、ただ申し上げておきたいのは、非常に今度の災害が広範に亘つて小さな町村まで被害を受けておりますために、県庁におきましても末端の情報の確保が非常に困難である。従ひまして私どものほうでも總体的な数字がつかみにくいという現状でございます。幸いにいたしまして福岡との電話が非常に調子がよろしうございまして、この点助かつておるという状況でございます。以上私どものほうの関係を御説明申し上げます。

○政府委員(山口正義君) 水害地におきます伝染病関係の状況について御報告申し上げます。伝染病の発生状況はまだ報告が十分に参つておりませんが、詳細な点は判明いたしません。現在までに私どものほうに入つております報告によりますと、福岡県の朝倉郡大福村というところがございます。避

難所の炊出し場所に赤痢患者が二名発生いたしました。場所の関係上非常に重大でございますので、直ちにその炊出し場所をほかへ変更いたしました。その後発生状況はまだ入電ございませぬ。同じく福岡県の糠屋郡久原村というところに赤痢患者が四名発生いたしました。そのほか今期の新聞にも出てございしましたが、三井郡の宮ノ陣の農業倉庫に約二千名の避難民がございまして、その中から約四十名の赤痢疑似患者が発生したという報告が一時ございましたが、その後県の衛生当局が参りまして調査いたしましたところ、それは誤りで赤痢ではないということになりました。只今まで私どものほうに報告の来ております赤痢患者の数は六名でございます。併しまだ未報告のものもあることも考えられます。従いまして私どものほうといたしましては、赤痢を疑うような病状を呈した者は直ちにクロロマイセチンその他の抗生物質を服用させて早く治療するようになつて指示をいたしてしております。それから防疫用の資材に關しまして、福岡県から晒粉を百トン、熊本県から同じく晒粉を百トン、昨日の朝本省に手配を頼むという要望がございました。その後の電話連絡によりまして、これは現地調達ができるということになりました。併し又重ねて要求があるかも知れないということを予想いたしましたので、私どものほうで今各方面を手配中でございます。それから一番問題になります飲料水の点につきまして、差当り瀧水車が福岡県福岡に現在二台ございまして、それが現在活動しております。なお保安隊から十七台借りることになつております。

うち一部がすでに現地に到着してあるという報告を受けております。そのほかにごういう水害に備えて各府県に小型の瀧水車を相当配置してございまして、それを災害罹災地に廻すというのを現在手配いたしております。それから伝染病関係のために、防疫関係のために、本省から昨日の朝保健官を一人派遣いたしました。更に災害の範圍が広がりますので、本日の午後飛行機で又もう一人防疫担当官を現地に出張いたさせました。なお福岡県に對しましては、岡山県から五名、佐賀県に對しましては、広島県から五名、熊本県に對しましては、鹿児島県から防疫職員を応援に出すということを手配をいたして、それらの県に指令をいたしましたのでございます。その後福岡県からの連絡でまだ水が十分ひいておりませんので防疫活動が十分できない、従いまして福岡県自体の防疫班も十分に活動できないような状態であるので、岡山県の応援班は暫時岡山で待機しておいてほしいという連絡がございましたので、そのように措置をいたしてあります。なお水がひきましたあとの井戸の消毒、或いは浸水家屋の消毒、床下の消毒というようなことにつきまして、先般先月の下旬に各府県から防疫の担当官を集めまして、災害地の防疫につきまして改めて講習をし、指示をしてございまして、それに従つて措置をすることと存じます。私どものほうでもそういうふうに指示をいたしたと存じますが、それに必要な薬劑、資材等について現在準備をいたしてあります。大体以上のような状況でございます。

○林了君 糟屋郡の四名というのは何という村ですか。
○政府委員(山口正義君) 久原村です。
○林了君 その場合もう一つは朝倉郡の大福村ですか。
○政府委員(山口正義君) 大福村です。
○林了君 ちよつと施設課長に先ほどベビー・フッドとパンツのやはり合計と、各県に幾ら行つておりますか。
○説明員(鶴田寛君) この箱数と枚数の關係でございますか。
○林了君 合計して二回送られたわけですが、それは両方どのくらい行つておりますか。大体で結構です。
○説明員(鶴田寛君) ベビー・フッドが二十六箱に、それからパンツが千二百九十枚。
○林了君 千二百九十枚ですか、有難うございました。
○藤原道子君 誠に今回の災害は余りも被害が甚大なのでお互いに心を傷めるばかりでございますが、災害救助法によつていろいろ物資の調達等の状況は現在どのようになされていくか、どのくらいなものが用意されているか、今のような状態では誠に心許ないように聞けるのでございますが、その点についての御用意のほどをお伺いいたしたい。

○説明員(鶴田寛君) お答えいたしました。実は応急救助につきましては、御承知のごとく災害救助法で府県知事の責任において調達なり備蓄をいたすというところに相成つておるのでございまして、併しながら今日の府県の財政難からいたしまして、更に、それと今回のような大災害を予想しないために備蓄が十分に行われていないのが現状でございます。

○政府委員(山口正義君) 水がひきましたあとの防疫につきましては、先ほど申上げましたように、井戸の消毒にクロール・カルク、或いは家屋内で床上の浸水部分につきましてはクレゾール、或いは石炭酸等による消毒、或いは床下に対しては生石灰を撒く、或いはDDTの散布をするというふうなことをやらなければならぬのでございまして、現在までいろいろ各県から報告をとつております。只今又新しい報告が入つて参りましたが、これらの点につきまして大体現地で調達できない見込みだという報告が参つております。なお一、二県、特に佐賀県は不足しておるものもございまして、それはこちらで送るようにはいたしたい、そういうふうな考へております。なお本省から二名参りましたが、これは主として連絡調整に当りますのでございまして。又或いは現地において指揮をする係官でございます。各県で編成いたします防疫班に對しまして、不足するといふような場合には、伝染病の「第十九條の三」によりまして厚生大臣がほかの県から応援防疫職員を派遣することができることになつております。その一部として岡山県から福岡県へ、広島県から佐賀県へ、鹿児島県から熊本県へ応援を出せという指令を出したのでございまして、なおそれでも不足の場合にはほかの県からも出し得るような態勢を整えております。そういう建前からいたしまして全国に五百八十二名、これは全額国庫負担の防疫職員が配置してございまして、必要に応じて応援を出すということにいたしてあります。傷病者の救護につきましては日赤の救護班、これは医務局関

保なのでございますが、現地の国立病院などに応援を出して救護に当つておる状況でございます。なお先ほど申上げましたほかに、伝染病が大分県の臼杵市で一名、それから熊本県、これは場所がちよつと不明なのでございますが、収容所の中で赤痢患者が五名発生しておるといふ状況でございます。熊本県でも防疫用の薬品が自分の間に合ふけれども、将来不足する見込があるから手配をしてくれという事が来ておりますので、そのように手配したいと存じております。先ほど申上げましたけれども、瀧水機は米軍から十八台輸送され、間もなく使用可能になる見込というふうな連絡が参つております。そのほかこういふ災害のときによく発生いたします破傷風或いはワイル氏病というのがあります、ワイル氏病は血を準備いたしましたして、ワイル氏病用のワクチンは東京に準備してございます。それから破傷風の血清は大坂から送る予定にいたしております。

○予防並びに治療ということになつて来ますと、どうしても医療機関がどのくらいやられたかということが大きな問題になつて来ると思ふ。これに対する調査とか、御報告というものは今日ここに医務局が来られてされるのが当然なのに願も出さないといふことは、これは一つ委員長から次回に御報告になるように、又その対策をどうしておられるかといふことをはつきりおつしやつて頂きたい。

○委員長(堂森芳夫君) 承知いたしました。

○榎原亨君 それからもう一つ承りたいのは、日赤は瀧水機或いは医療品の備蓄といふものがないのでございませうか。

○説明員(鶴田寛君) 日赤は瀧水機はございませうが、全府県に渡るほどは備えてないでございませう。それからその他の備蓄に関しましては、極く少量持つておりますが、その内容については数字的にちよつとわかりかねます。

○榎原亨君 災害救助法が議会で議論されましたときに、日赤にこの方面を負担させるといふことについて我々は大いに反対したのであります。ところが、その場合の政府の御答弁といたしましては、これはもう十分備蓄させることができるのだ、そこで日赤にこれを任すといふことであつたのであります。その当時の速記録をお調べになればわかるのであります。その法律案が通りました。数年を経て今日におきまして、なおこの事態において殆んど日赤に備蓄がないといふやうなところについては、非常に遺憾とするところでございませうが、その点についてどんなふうにお考

えがあるのではありませんか。

○説明員(鶴田寛君) お答えいたします。日赤法は昨年制定されたのでございませうが、実は二十八年度におきまして国庫補助が四百万円計上されたわけでございます。まあ御承知のようにその四百万円も暫定予算で現在二百万円だけを認められておるのでございませう。まだ日赤で購入して備えるといふところまで至つていないのが実情でございます。

○榎原亨君 これはこの次の御答弁で結構であります。私の記憶ではこの災害救助法の中に日赤の活動の部門が入つておると私は思ふのであります。その後法律が変更されましたのでございませうか。

○説明員(鶴田寛君) 災害救助法の中には、日赤の協力といふ点につきましては、これは義務付けでございませう。ただ財政的には何も国は補助は今までいたしてありません。そこで今度の新しい日赤法によりまして国が非常災害につきまして日赤に事業を委託すること、委託した場合は国がこれを補助することができるといふ規定がございませう。二十八年度初めて暫定予算を二百万円だけ認められた次第でございませう。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めます。

○説明員(鶴田寛君) 医務局関係の内容は私も存じませんが、恐らく医務局でも具体的な数字は揃んでいないと存じております。そこで明日整備課長を飛行機で現地に派遣して、こゝういふ調

査をいたさざるということに相成つております。

○榎原亨君 医務局としては明日御出張になるのが初めてですか。

○説明員(鶴田寛君) この災害につきましては、本省からは初めてだと思つております。

○榎原亨君 この点についても十分我々は追及する必要があると思ふので、議事方面からも、もうとつと今朝出てしまつてゐる。それから先ほどお話になるように各局におきましては相当早く手配して行つてゐるにもかかわらず、医務局だけが明日出るということじゃ何をしてゐるのかわからな

○政府委員(山口正義君) 私の所管でございませんで、或いは當つていないかと存じますが、医務局は福岡に医務局の出張所がございませうので、そちらで代表していろいろな情報を取りまとめてこられるに連絡してゐるのだ、そういうふうには私は推察いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めます。

○榎原亨君 非常に今度の水害の傾向を見ましても急速にやつて来ているんですね、そうすると、まだ雨季でしょう、いつもの危険期間ですね、殊に雨で各所が弛んで来ていると思ふので、従つていつどこで不時の災害が起らないとも保証したいと思ふので、やはり当局におきましてもこういふときに遅滞なく救護の手が延べられるやうな態勢は一つ進めておいてほしいと思ふので、非常に危険だと思

のです。殊に中国、あつちの方面も大分やられかけているときでございませうので、その点特に要望しておきます。

○委員長(堂森芳夫君) それではこれを以て委員会を閉会いたします。

午後五時四十五分散会

六月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、未帰還者留守家族等援護法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同項第二号中「以下「軍属」といふを削り、同項に次の一号を加え、同條第二項中「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

三 旧国家給勳員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧閣東州国家給勳員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基いて設立された船舶運管会の運航する船舶の乗組船員

第三條第一項第二号中「軍属」を「前條第一項第二号に掲げる者」に改め、同條第一項に次の一号を加え、同條第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

三 前條第一項第三号に掲げる者

については、昭和十七年四月一日以後船舶運送會の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間

3 第二條第一項第三号に掲げる者

| 不具醫療の程度 | 年 | 金 | 額 |
|---------|---------------------------|---|---|
| 特別項症 | 第一項症の年金額に五八、〇〇〇円以内の額を加えた額 | | |
| 第一項症 | 一、二三、〇〇〇円 | | |
| 第二項症 | 一〇一、〇〇〇円 | | |
| 第三項症 | 八二、〇〇〇円 | | |
| 第四項症 | 四八、〇〇〇円 | | |
| 第五項症 | 三〇、〇〇〇円 | | |
| 第六項症 | 二四、〇〇〇円 | | |

第十二條の見出し中「減額及び」を削り、同條第一項を削り、同條第二項中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同條第一項とする。
第二十二條中「障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具醫療の狀態にあるものを「軍人軍属であつた者在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより重度の不具醫療の狀態にあるもの」に改め、同條に次の一項を加える。
2 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により国立保護所に改容した者から、その実費の一部を徴収することがで

が業務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。
第七條第一項中「恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症」を「恩給法別表第一号表ノ二に、同條第三項中「軍属」を「第二條第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下「軍属」といふ。）」に改める。
第八條の表を次のように改める。

第二十六條を次のように改める。
（遺族年金の額等）
第二十六條 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。
一 先順位者が一人の場合においては、二万五千二百円
二 先順位者が二人以上ある場合においては、二万五千二百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

きる。
第二十六條を次のように改める。
（遺族年金の額等）
第二十六條 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。
一 先順位者が一人の場合においては、二万五千二百円
二 先順位者が二人以上ある場合においては、二万五千二百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
3 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。
4 先順位者として遺族年金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。
5 先順位者として遺族年金を受けらる者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。第三十二條の次に次の一項を加える。
（遺族年金の返還の免除）
第三十二條の二 死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支給した遺族年金は、国庫に返

還させないことができる。
2 前項に規定する場合において、軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族と認定され、遺族年金の支給を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、同項の規定の適用を受けることができない。
第三十四條第二項中「旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百七号）及び旧関東州總動員令（昭和十三年勅令第六百九号）を含む。）を「旧国家総動員法（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百七号）及び旧関東州國家總動員令を含む。）」に、「第二條第一項第二号」を「第二條第一項第二号又は第三号」に改め、同條第四項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項の規定の適用については、第二條第一項第三号に掲げる者の徵用令書を受けた日から徵用を解除された日までの期間（その者の第三條第一項第三号の期間を除く。）をその者の在職期間とみなす。
第三十六條に次の一項を加える。
2 前項の規定により弔慰金を受けらるべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上（そ

の者が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明の場合において、同順位者がなく、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位者の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰金を受けらるべき順位に遺族とみなすことができる。
第三十七條第一項中「死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、」を「第三十四條第二項から第四項までの規定により支給する弔慰金にあつては、」に改める。
第三十八條の次に次の一項を加える。
（國債の元利金の返還の免除）
第三十八條の二 第三十二條の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七條に規定する國債の元利金が支払われている場合に適用する。
第三十九條中「同條」を「同條第二項及び第三項」に、「又はその支給の請求について適用する。」を「又はその権利の裁定について適用し、同條第三項の規定は、第三十七條に規定する國債の記名者が死亡し同順位者の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた

同條に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払又は同條に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。」に改める。

第四十六條に次の但書を加える。
但し、国民金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

第四十八條第二項中「援護に関する書類」の下に「及び第三十七條に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類」を加える。

第五十條中「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関が行う。」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関その他政令で定める者に委任することができる。」に改める。

附則中第九項を削り、第八項中「前項」を「第七項に改め、同項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合においては、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額（遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額）に

相当する額を、この法律の規定による障害年金又は遺族年金の額から控除して支給することができる。

附則

1 この法律は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号。以下「恩給法中改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 この法律中第三十四條、第三十七條第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

3 この法律中第八條及び第二十六條の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項に規定する者については、この限りでない。

4 この法律中第十二條の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

5 この法律中第二條から第四條まで及び第七條の改正規定は、甲府金に關しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金又は遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

6 改正後の第二十二條第二項の規定は、厚生大臣が国立保養所に収容した者の昭和二十八年四月一日からの所在について、適用する。

7 改正後の第三十二條の二及び第三十八條の二の規定は、死亡したものは軍人軍属であつた者（第三十四條第二項又は第三項の規定により

軍属とみなされる者を含む。）が生存していることがこの法律の施行前に判明した場合においても、適用する。

8 改正後の第二條第一項第三号に掲げる者又はその遺族に關し改正後の職傷病者職没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七條（第一項中各号を除く）、第二十五條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五條第二項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

9 軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外においては、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

10 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際において当該障害年金を受ける権利を失

う。

11 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける権利を有するもの（附則第十三項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

12 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く。）は、厚生省令で定める期間内に厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

13 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受ける権利を有する者で、この法律の施行の際、現に公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 前三項に規定する者について

15 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有するものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、この法律の施行の際に受けている障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額の合算額が改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる

は、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

15 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

は、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

る障害年金又は遺族年金の額からこの法律の施行の際現に受けている特別措置法の規定による年金の額を控除した額とする。

17 郵政大臣は、当分の間、第四十九條第一項及び第三項の規定により障害年金、遺族年金及び第三十七條に規定する国債の元利金の支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、これらの規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

18 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

19 附則第十七項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

未帰還者留守家族等援護法案
未帰還者留守家族等援護法
目次
第一章 総則(第一條—第四條)
第二章 援護(第五條—第二十八條)
第三章 調査説明(第二十九條)
第四章 雜則(第三十條—第三十六條)
附則
第一章 總則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、未帰還者の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

第二條 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一 もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から傳給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかった者を除く。)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という。)
二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。)

2 日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者及び同條に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者となす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

第三條 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に歸ることをいう。
2 前條第二項の規定により未帰還

者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとなす。

第四條 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡していたことが後に判明した場合においても、その死亡の日にかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章 援護
(留守家族手当の支給)
第五條 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。
2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基づいて行う。
(留守家族の順位)
第六條 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先だつものとする。
2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に

限り、適用する。
(留守家族手当の支給条件)
第七條 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとなれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父母、孫又は祖父母については、これらの者がそれぞれ左の各号に規定する條件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具障害であること。
二 子については、十八歳未満であること、又は不具障害であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。
四 孫については、十八歳未満であること、又は不具障害であること。
五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具障害であること、又は不具障害であること。

(留守家族手当の額)
第八條 留守家族手当の月額額は、二千円とする。但し、前條の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千円にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

(同順位者数人ある場合の支給の申請)
第九條 留守家族手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)
第十條 留守家族手当は、毎月、その月分を支払うものとする。

第十一條 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月(留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

一 未帰還者が帰還したとき。
二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。
三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。
四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足る資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
一 未帰還者が帰還したこと。
二 未帰還者が自己の意思により

3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合において、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させないことができる。

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

(留守家族手当の額の改定)
第十二條 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八條但書の規定により支給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月(当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内)に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月)から行う。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月)から行う。

事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(留守家族手当の支給をしない場合)
第十三條 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認められるに足りる資料がない未帰還の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)
第十四條 未帰還者に関し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。)を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)
第十五條 未帰還者が帰還したときは、厚生省の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)を支給する。

(遺骨埋葬経費)
第十六條 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二條第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき

三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)
第十七條 前條第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付)
第十八條 厚生大臣は、第十六條第一項に規定する者が自己の責に帰するところのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する

場合においては、その期間の経過後においても、さらに三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付の範囲)
第十九條 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(療養の給付の機関)
第二十條 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)において、行うものとする。

(診療方針及び診療報酬)
第二十一條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることのできないとき、及びこれによることのできないとき、厚生大臣の定めるところによる。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることのできないとき、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費の審査)
第二十二條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)
第二十三條 厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13 第十三條及び第十四條の規定は、特別手当について準用する。

14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができず、留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

(額の特例)

15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八條の規定にかかわらず、同條に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七條の規定に該当する者を除く。)一人につき四百円を加えた額とする。

16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

(差額支給)

17 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項(前項において準用する場合を含む。)又は第八條に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。

(未支給の給与)

19 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

(俸給の返還をさせない場合)

20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

(療養の給付)

21 第十八條第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

22 この法律の施行前に、旧法第八條の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。)附則第二條第一項又は旧法第八條の二第二項(旧法中改正法附則第二條第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認められた負傷又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それら第十八條第二項又は同條第四項において準用する同條第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

23 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関)

24 第二十四條第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

(再給付の禁止)

25 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

(実績の保障)

26 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二條に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六條第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による保護を行うことができる。

27 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき(日本国と

の平和條約第十一條に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く)は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

(恩給法との調整)

28 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則第二十七條第一項の規定により退職したものとみなされ、同條第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月以降、当該普通恩給を受ける権利につき職定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

(陸軍刑法を廃止する等の政令第七條の改正)

29 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七條を次のように改める。

第七條 もとの陸海軍に属していた者であつて、まだ復員してないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての

身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならぬ。

30 (厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号中「戦没者遺族」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五條第六十四号を次のように改める。

六十四 未帰還者留守家族等

援護法(昭和二十八年法律

第 号)の定めるところに

より、留守家族手当の額を改

定し、及び療養の給付の必要

の有無を認定すること。

第十四條の二第八号中「前三号」

を「前二号」に改め、同條中第七号

を削り、第六号を第七号とし、第

五号を第六号とし、第四号の次に

次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法

を施行すること。

第三十九條の五第一項中「第十

四條の二第五号、第六号及び第八

号」を「第十四條の二第六号から第

八号まで」に改める。

第三十九條の六第二項の表中

「広島県船越町」を「広島市」に改め

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」を「第十四條の二第六号」に改める。

(引揚援護庁設置令の一部改正)

31 引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)の一部を次のように改める。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の

援護及び未帰還者留守家族等

の援護に關する事務を行うこ

と

第五條に次の二号を加える。

八 未帰還者留守家族等の援護

に關する調査企画の事務を行

うこと

九 未帰還者留守家族等援護法

(昭和二十八年法律第 号)

に基く援護の実施に關する事

務を行うこと

第六條中第三号を削り、第三号

の二を第三号とする。

(結核予防法の一部改正)

32 結核予防法(昭和二十六年法律

第九十六号)の一部を次のように

改正する。

第三十四條第一項但書中「未復

員者給与法(昭和二十二年法律第

百八十二号)又は特別未帰還者

給与法(昭和二十三年法律第二

百七十九号)を「未帰還者留守家

族等援護法(昭和二十八年法律

第 号)に改める。

第三十五條但書中「未復員給与

法又は特別未帰還者給与法」を「未

帰還者留守家族等援護法」に改め

(社会保険診療報酬支払基金法の

一部改正)

33 社会保険診療報酬支払基金法

(昭和二十三年法律第百二十九号)

の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は戦傷病

者戦没者遺族等援護法(昭和二十

七年法律第百二十七号)第十九條

第三項を「戦傷病者戦没者遺族

等援護法(昭和二十七年法律第百

二十七号)第十九條第三項又は未

帰還者留守家族等援護法(昭和二

十八年法律第 号)第二十二條

第三項に改める。

(地方自治法の一部改正)

34 地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)の一部を次のように

改正する。

附則第十條第一項中「その家

族等に対する供給その他給与に關

する事務」及び並びに特別未帰還

者給与法(昭和二十三年法律第二

百七十九号)の施行に關する事務」

を削る。

(地方税法の一部改正)

35 地方税法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二百六十二條第六号を次のよ

うに改める。

六 未帰還者留守家族等援護法

(昭和二十八年法律第 号)の

規定により支給を受ける金品第

六百七十二條第六号を次のよう

に改める。

六 未帰還者留守家族等援護法

の規定により支給を受ける金

品

第七百四十四條第十一項及び第

七百七十七條第四項中「特別未帰

還者給与法」を「特別未帰還者給与

法、未帰還者留守家族等援護法」に

改める。

(国家公務員災害補償法の一部改

正)

36 国家公務員災害補償法(昭和二

十六年法律第百九十一号)の一部

を次のように改正する。

第一條第一項中「未復員者給

与法(昭和二十二年法律第百八十

二号)に規定する未復員者である

職員及び特別未帰還者給与法(昭

和二十三年法律第百七十九号)

に規定する特別未帰還者である職

員」を「及び未帰還者留守家族等援

護法(昭和二十八年法律第 号)

第十六條第一項に規定する未帰還

者である職員」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の

一部改正)

37 戦傷病者戦没者遺族等援護法

(昭和二十七年法律第百二十七号)

の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「未復員

者給与法(昭和二十二年法律第百

八十二号)第八條の二又は未復員

者給与法の一部を改正する法律

(昭和二十三年法律第百七十七

号)附則第二條を「未帰還者留守

家族等援護法(昭和二十八年法律

第 号)第十八條」に改める。

第十二條中「又は未復員者給与

法」を「若しくは旧未復員者給与法

(昭和二十二年法律第百八十二号)又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加

える。

(遺族年金支給の特例)

第二十九條の二 軍人軍属又は軍

人軍属であつた者の死亡の事実

が判明しなかつたため、その親

族に對して未帰還者留守家族等

援護法第五條の規定による留守

家族手当又は同法附則第九項若

しくは第十項の規定による特別

手当が支給されていた場合にお

いては、当該軍人軍属又は軍人

軍属であつた者の遺族に支給す

べき遺族年金は、当該留守家族

手当又は特別手当が支給されて

いた期間に係る分は、支給しな

い。

第三十四條第三項中「特別未帰

還者給与法」を「旧特別未帰還者給

与法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の

一部改正に關する経過規定)

38 昭和二十七年四月一日以後この

法律の施行前に旧法第八條の二又

は旧法中改正法附則第二條の規定

により療養を受けることができた

者であつて、同期間内に負傷又は

疾病がなかつたもの又はこれらの

規定により療養を受けることがで

きる期間を経過したものに關する

不具医療の程度の認定及びその者

に支給する障害年金の始期につい

ては、従前の例による。

別表

| 障害の程度 | 障害の状況 | 金額 |
|-------|---|---------|
| 第一級 | 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となったもの 六 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 九 両下肢の用を全廃したもの | 三八、〇〇〇円 |
| 第二級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失ったもの 四 両下肢を足関節以上で失ったもの | 三四、〇〇〇円 |
| 第三級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下は減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したものの 三 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができるもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五 十指を失ったもの | 三〇、〇〇〇円 |
| 第四級 | 一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失ったもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 十指の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | 二七、〇〇〇円 |
| 第五級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 一上肢を腕関節以上で失ったもの 三 一下肢を足関節以上で失ったもの 四 一上肢の用を全廃したもの | 二四、〇〇〇円 |
| 第六級 | 一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせて四指を失ったもの | 二一、〇〇〇円 |
| 第七級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 五 一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失ったもの 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの 七 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 八 両足指全部の用を廃したもの 九 女子の外ばうに著しい醜状を残すもの 一〇 両側のこう丸を失ったもの | 一八、〇〇〇円 |
| 第八級 | 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 せき柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四 一手のおや指をあわせ二指を失ったもの 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したもの 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの | 一五、〇〇〇円 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>第九級</p> <p>九 一上肢に仮関節を残すもの 一下肢に仮関節を残すもの 一足の指の全部を失つたもの 三 一臓又は一側のじん臓を失つたもの</p> | <p>九 一上肢に仮関節を残すもの 一下肢に仮関節を残すもの 一足の指の全部を失つたもの 三 一臓又は一側のじん臓を失つたもの</p> <p>一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの 九 一手のおや指をあわせ二指の用を失つたもの 一 足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの 二 一足の指の全部の用を失つたもの 三 生殖器に著しい障害を残すもの</p> | <p>第一〇級</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六 一手のおや指の用を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指の用を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を失つたもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一 下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> |
| <p>七、一〇〇円</p> | <p>二二、〇〇〇円</p> | <p>九、六〇〇円</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>第一級</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 五 せき柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を失つたもの 八 一足の第一指をあわせ二指以上の用を失つたもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> | <p>第一二級</p> <p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩こり骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手のなか指又はくすり指の用を失つたもの 一 一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 二 一足の第一指又は他の四指の用を失つたもの 三 局部に強固な神経症状を残すもの 四 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 五 女子の外貌に醜状を残すもの</p> | <p>第一三級</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 四 一手のこ指を失つたもの 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの</p> |
| <p>七、一〇〇円</p> | <p>四、八〇〇円</p> | <p>三、一〇〇円</p> |

| | |
|------|--|
| 第一四級 | <p>〇 一足の第二指の用を廃したものを、第二指をあわせ二指の用を廃したもの又は第三指以下の三指の用を廃したもの</p> <p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの</p> <p>二 三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの</p> <p>四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの</p> <p>五 一手のこ指の用を廃したもの</p> <p>六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廃したもの</p> |
|------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。</p> <p>二 指を失つたものとは、おや指は指関節その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。</p> <p>三 指の用を廃したものと、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節おや指にあつては指関節に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。</p> <p>五 足指の用を廃したものと、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又はせつ趾関節若しくは第一指関節(第一指にあつては足指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> |
|----|--|

九 局部に神経症状を残すもの
 〇 男子の外貌に醜状を残すもの

六月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、理容師美容師法中一部改正に関する請願(第八八二号)(第一二二二号)

一、覚せい剤患者の防犯対策に関する請願(第九一三三号)

一、鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願(第九一四四号)

一、インターン制度廃止に関する請願(第九五二二号)

一、国立舞鶴病院の増設増額に関する請願(第九六二二号)

一、生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(第九六三三号)

一、群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願(第一〇〇〇〇号)

一、理容師美容師法改正反対に関する請願(第一一一二二号)

一、し尿処理施設費国庫補助に関する請願(第一一一三三号)

一、未復員者給与法適用患者に対する

る生活扶助料支給等の陳情(第一七九号)

第八八二号 昭和二十八年六月十五日受理

理容師美容師法中一部改正に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町一ノ四五愛知県美容協同組合理事長 坂部鉦一

紹介議員 成瀬 幡治君

理容師美容師法の一部を改正して(一)学校教育法第四十七條に規定する者で厚生大臣の指定した理容師養成施設または美容師養成施設において、一年以上理容師または美容師たるに必要な知識および技能を修業した後一年以上実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う理容師または美容師試験に合格したものは都道府県知事の免許を受けて理容師または美容師になることができる。(二)理容師、美容師に必要な補助的業務に三年以上従事し厚生大臣の指定した通信教育を受けた修学の認証を受けた者は、都道府県知事が行

理容師または美容師試験を受験できるように取り計らわれたいとの請願。

第一二二二号 昭和二十八年六月十八日受理

理容師美容師法中一部改正に関する請願

請願者 長野市権堂町二五一長野美容師協同組合長 丸山ますゑ

紹介議員 棚橋 小虎君 池田宇右衛門君 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第九一三三号 昭和二十八年六月十六日受理

覚せい剤患者の防犯対策に関する請願

請願者 静岡県清水市堂林三九八ノ一 白鳥茂作

紹介議員 長島 銀蔵君

現在清水市におけるヒロポン使用者は約二千名の多数にのぼるものと推定され、毎日十五万円から二十万円のヒロポンが消費されているが、現行法規に

よつては到底その密造を停止することができないから、罰金を現在の数倍に、あるいは体刑を課す等の対策を講じ、ヒロポン禍を撲滅し青少年の犯罪を一掃するよう善処せられたいとの請願。

第九一四四号 昭和二十八年六月十六日受理

鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿児島市星塚町四、五二二国立療養所 星塚敬愛園内 南幸男

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島、宮崎両県は日本一のらい濃厚地で鹿児島県に二百二十一名宮崎県に百九十三名の患者がいまなお自宅にあつて救護の手を求めている実情であるから、国立療養所星塚敬愛園のベッド数を五百床増床されるとともに施設の修理等を行われたいとの請願。

第九五二二号 昭和二十八年六月十六日受理

インターン制度廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口町七〇四日本大学医学部内 梶原長雄 堂森 芳夫君

紹介議員 堂森 芳夫君

現行のインターン制度は、数多くの矛盾と欠陥を露呈し、医学教育に加えるものがなく、いたすに一年間を引き延して医学生の経済的負担をますます重くしてきているが、医学教育を充実すれば現行インターンの実習内容は卒業までの医学教育に充分繰り込みうるものであるから、現行のインターン制度の医師法第十一條第一項を廃止せられたいとの請願。

第九六二二号 昭和二十八年六月十七日受理

国立舞鶴病院の増設増額に関する請願

請願者 京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内 梅田鴻吉

紹介議員 竹中 勝男君

国立舞鶴病院の入院結核患者増費は、現在一日一人九十一円となつていて、このような僅少額では療養に必要な

すみやかに一人一日百三十円に引き上げられたいとの請願。

第九六三号 昭和二十八年六月十七日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 京都府舞鶴市行永国立舞鶴病院内 梅田鴻吉 外六百十八名

紹介議員 竹中 勝男君

生活保護法による現行の最低基準額があまり低いため、生活扶助を受けている入院患者の生活は悲修を極めていゝから、現行最低基準額を入院患者の日用品費を一箇月千三百円に、その他の基準額を二倍に増額せられたいとの請願。

第一〇〇〇号 昭和二十八年六月十七日受理

群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡渋川町 長 佐藤力外六十三名

紹介議員 最上 英子君

群馬県国立渋川病院は、伊香保、水上、草津等各地に点在する本県温泉郷の閑門における観光病院として内外人を収容しうる病院であり、かつ利根、吾妻奥地の電力開発事業の門戸としての重要な医療機関である上、後胎症患者の温泉療養所を併設している等五郡下唯一の総合病院としての使命を担っているが、未だに不備の点が多いから本病院の施設整備拡充のため、七千三百七十七万二千五百円を予算化せられたいとの請願。

第一一一二号 昭和二十八年六月

十八日受理

理容師美容師法改正反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 五日本理容美容学校連 盟内 竹原富三

紹介議員 一松 定吉君

現行法理容師美容師法は施行以来五箇年を経過し、この間すでに五回の改正を行つたに昭和三十二年六月には大改正が行われたにもかかわらず、最近再びこれが改正を企図し、通信教育により現行法第二十一條が暫定的と認め、徒勞制度の温存を図るようなことは、公衆衛生の向上および増進を目的とした本法制定の趣旨に反し延いては理容師、美容師の資質の低下をきたすおそれが多分にあり、公衆衛生におよぼす影響は極めてじん大となるから、本法改正には反対であるとの請願。

第一一一三号 昭和二十八年六月十八日受理

し尿処理施設費国庫補助に関する請願

請願者 岡山県都窪郡茶屋町長 福山恒治外一名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県茶屋町は、し尿処理について従来多大の苦心を払い、施設整備のために毎年多額の経費を支出しており、目下し尿処理の根本的方策として消化槽を建設しつつあるが、最近諸般の情勢の変化により町財政では到底実現困難な現状にあるから、本事業に対して国庫補助金を交付せられたいとの請願。

第一七九号 昭和二十八年六月十八日受理

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情

陳情者 佐賀県三養基郡中原村 国立佐賀療養所内 平野一外一名

現在入院療養中の未復員者給与法適用患者は、昔の入院軍人の俸給に代るべきものも支給されず、更に傷病恩給も受けられないという全く無収入の現状で極めて困難な条件下に療養を続けている状態であるから、(一)未復員者給与法による入院患者の傷病恩給若しくは生活扶助料月額二千円を支給すること、(二)未復員患者の医療制度を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。